

江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会

第3回 第三者専門委員会 議事概要

日 時：令和5年10月30日（月）18：00～20：45

会 場：グリーンパレス4階 集会室401

出席者：池谷委員長、平沢職務代理、荒井委員、木下委員、中村委員

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議 事

(1) 第2回委員会での確認事項、要望資料の説明

【事務局からの報告】

次の事項について、事務局から報告があった。

- 公益通報制度の概要について
- 第1回委員会において報告のあった、生活保護事務の不適切事案についての公益通報委員会の調査状況について
- 事件・事故等が発生した際の公表のあり方と今後の取組について
- 当該保護受給者の口座の入出金状況等、金銭管理状況について
- ケースワーカーの精神疾患による病気休職状況について
- ケースワーカーのマニュアル等について
- 当該保護受給者の保護開始以降の経過記録について
- 本事案に関し、情報漏洩が疑われる状況について
- 生活援護第三課からの直近の異動転出者について
- 当該ケースワーカーへの処分理由について
- 生活援護課の事業実施方針および生活保護に関する広報等について
- ケースワーカー合同研修の内容等について
- 生活援護第三課における職員間のトラブル等の状況について
- 区が7月に行った生活援護第三課の一部職員へのヒアリング内容等について

【専門委員からの質疑及び事務局の応答】

次の事項について専門委員から質疑、確認等があり、事務局が応答した。

- 生活援護第三課職員へのヒアリングの実施経緯および内容について
- 公益通報について
- 情報漏洩と職員の守秘義務について
- 当該受給者に関するケースワーカーの担当歴や引継ぎ状況等について
- 当該ケースワーカーの懲戒処分の根拠について

次の事項について専門委員から意見や指摘があった。

- 生活援護第三課の職場環境（ハラスメント等）について、事実を正確に把握したうえで、本事案の原因となったのかを判断すべき。
- 対人関係上の問題が職場の雰囲気害してパフォーマンスを低下させた可能性がある。
- 話や相談ができないような職場環境が大きな要素の一つではないか。
- 課独自の事務改善業務が忙しくなり、本来業務（ケースワーク）がおろそかになったかもしれない。
- 100%の因果関係の立証は困難だが、多忙やストレス、マニュアルや指導の不足等、原因になり得る事項を洗い出し、改善に結びつけられれば良い。
- 意思決定や統制が十分に取れていない状態を生んだ原因と本事案との因果関係を、ヒアリング等で確認したい。

- 事案の原因となる背景等について、職場のガバナンス不全を1つ1つ明らかにすることが再発防止につながる。
- 再発防止の観点から、ハラスメントや情報漏洩等も含め総合的に考えるべき。
- 生活援護第三課が同一・二課と比較してストレス度が高い。
- 当該受給者の死亡を確認した訪問診療所が、遺体を次の監護者に引き継がなかったことは問題であり、地域医療と区の連携の円滑化が必要である。

(2) 関係職員へのヒアリングの実施について

- 第三者専門委員による関係職員へのヒアリングを実施するにあたり、担当委員の決定および聴取事項等について意見交換を行った。
- 委員から、ヒアリングに当たっての留意点として、再発防止が目的であることを伝えることを要望する意見があった。

(3) 再発防止のためのグループワーク実施報告

- 区福祉部が再発防止のために実施したグループワークについて、事務局から報告があった。
- 委員から、実施方法・内容やグループワークで出された意見の実効性などについて質疑があり、事務局が応答した。

(4) 意見交換

①報告書の構成を視野に入れた論点の整理について

【専門委員からの意見】

- 医療と福祉の連携を大きな課題の一つとしたい。
- ストレスチェックで職場の状況を分析して、職場環境の改善に取り組めていたか。
- 個人情報保護と公益通報の関係について、メインテーマではなくても触れておく必要がある。
- ハラスメント類似の行為により、職場や個人の状況が悪くなったことでパフォーマンスは低下する。
- 社会福祉主事の資格を持つCWが少ない。
- 異動の状況から、経験が積み重なりにくい環境だったのではないか。
- 若い人が多く、公務員の仕事と生活保護の仕事を両方学ばないといけない。
- 相談しやすい雰囲気と仕事のしやすさの関心に着目したい。
- 区の組織の中で生活援護課がどのような職場と位置付けられ、どのような評価を受けているのか。
- メンタル不調職員の割合が多い原因として、職場環境や人間関係、業務量、業務の質、職員の配置等についての検討が必要である。
- 個人の仕事になりがちなこと、多くの知識や連携先との調整能力が必要とされること、感情労働または対人援助職であることなどの、生活保護業務の特性を理解することも重要である。
- 課長や査察指導員の指揮監督力の評価および組織としての対応について検討が必要である。
- ガバナンスや危機管理は大きなテーマになる。
- パワハラ認識を研修などにより行き渡らせる必要がある。また、パワハラがあった場合に、それを改善する取り組みが不十分であり、区全体としてどのように取り組むべきだったのかを指摘すべき。
- 課内の業務改善の取組について、現状に鑑みて押しとどめる動きをしなかった、事なかれ主義があったのではないか。
- 個人情報保護や守秘義務の認識が不足していたのではないか。
- マスコミへの公表が遅れた点については問題があったが、すでに担当課で改善策が検討されているので、その取組を見守りたい。

- ケースワーカーと査察指導員の役割の整理、指導・研修のあり方を論点とすべき。
- 自覚的に業務を減らす取り組みを、組織的として考えていかないといけない。
- 生活保護受給者をさげすむ姿勢が区の中にないか。研修の中身を見ると実務的なものが多く、生活保護受給者に対する不正に関する研修や寄り添っていく内容の研修等、対人援助に対するものが少ない。
- 今回の事件についてどのような経緯があり、どのように対応すべきだったか。なぜ何か月も放置してしまったのか、プロセスを分析し、明らかにすべき。
- 職場のラインによるケアや教育について、それぞれの役割等の視点も大事ではないか。

②検証・再発防止策の項目等について ほか

- 各委員から再発防止に係る論点を出し、項目ごとに整理した。委員長から、事務局が議論の内容を文書化した上でまとめ、次回専門委員会までに委員に報告を行い、意見を集約するよう指示した。
- 各委員から、再発防止策をまとめるにあたっては、様々な要因が絡んでいることから、検証についてはなお時間を要するとの意見で一致し、今後の審議スケジュールについて、慎重かつ柔軟に対応すべきとの意見があった。

(5) 次回専門委員会に向けた資料・調査要望等
なし

(6) 事務局からの報告・連絡

- 議事概要の公開までの手続き、委員のメールアドレスの共有、オンライン会議の開催の可否について連絡・調整を行った。

4 次回日程

- 会議の日程について事務局から提案した。
日時：令和5年12月12日（火）18：00から開催する。
- 委員会にて次回も個人情報も多く取り扱うので非公開での開催とする。

5 その他

6 閉 会

事務局：福祉部生活援護第二課